

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長選挙に関する規則

平成 19 年 3 月 1 日

規則第 1 号

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の広域連合長の選挙については、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年鹿児島県指令市町村第 1022 号。以下「規約」という。）第 12 条第 1 項から第 3 項までに規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第 2 条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合事務局長の職にある者をもって、これに充てる。ただし、広域連合事務局長に事故があるとき又は広域連合事務局長が欠けたときは、次の各号に掲げる順位により当該各号に定める者をもって、選挙長に充てる。

(1) 第 1 順位 広域連合事務局次長

(2) 第 2 順位 広域連合事務局業務課長

(選挙立会人)

第 3 条 選挙長は、広域連合の職員又は関係市町村（規約第 2 条に定める関係市町村をいう。以下同じ。）の職員の中から、本人の承諾を得て、2 人以上の選挙立会人を選任し、次条の規定により告示された期日前投票の開始日の前日までに、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(選挙期日等の告示)

第 4 条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日及び期日前投票の開始日を、少なくとも選挙の期日の 14 日前に告示しなければならない。

(投票)

第 5 条 投票は、1 人 1 票に限る。

2 関係市町村の長は、投票用紙（別記様式）に広域連合長の当選人とすべき者 1 人の氏名を自書して、投票しなければならない。

(選挙管理委員会が定める場所においての投票)

第6条 選挙長は、規約第12条第2項の規定による選挙の投票に、2人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

2 前項の投票は、選挙の当日の午前9時から午後5時までに行わなければならない。
(期日前投票)

第7条 関係市町村の長で選挙の当日公務等に従事すると見込まれるものの投票については、規約第12条第2項の規定にかかわらず、第4条の規定により告示された期日前投票の開始日から選挙の期日の前日までの間（鹿児島県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年条例第1号）第1条第1項に規定する広域連合の休日に当たる日があるときは、当該休日を除く。）に、広域連合の事務所において行わせることができる。

2 前条の規定は、前項の投票にこれを準用する。
(郵便投票)

第8条 関係市町村の長で、第4条の規定により告示された期日前投票の開始日から選挙の当日までの間、引き続き公務等に従事すると見込まれるものの投票については、前条第1項及び規約第12条第2項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができる。

2 前項の規定により郵便による投票をしようとする関係市町村の長は、選挙長に対し、選挙の期日前7日までに広域連合の事務所に到着するように、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。

3 選挙長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに投票用紙及び投票用封筒をその請求をした関係市町村の長に交付しなければならない。

4 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた関係市町村の長は、選挙長に対し、選挙の期日の前日までに広域連合の事務所に投票が到達するように、郵便をもって送付しなければならない。

(選挙会)

第9条 選挙長は、2人以上の選挙立会人の立会いのもとに、選挙会を開いて投票を点検し、当選人を定めなければならない。

2 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

3 選挙会は、広域連合の事務所で開く。

(無効投票)

第10条 広域連合長の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 一投票中に2人以上の広域連合長の当選人とすべき者の氏名を記載したもの
- (3) 広域連合長の当選人とすべき者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。
- (4) 広域連合長の当選人とすべき者の氏名を自書しないもの
- (5) 広域連合長の当選人とすべき者の何人を記載したかを確認し難いもの
(当選人)

第11条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。ただし、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

(選挙結果の報告)

第12条 選挙長は、選挙の結果を直ちに関係市町村の長に対して報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 広域連合設立の日以後初めて行う選挙については、第6条第1項中「規約第12条第2項」とあるのは「規約附則第3項」とする。

附 則（平成22年5月21日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則第3号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。